

# フィランソロピーの新たなフロンティアと助成財団の役割



日本財団 国際協力グループ  
国際ネットワークチームリーダー  
小林 立明

## 1.はじめに

近年、「フィランソロピーの新たなフロンティア」（以下、「フロンティア」）が注目を集めています。この考え方は、ジョンズ・ホプキンス大学市民社会研究所のレスター・サラモン教授が提唱しておられる新たな理論的枠組みです。本稿では、この「フロンティア」についての議論を概観し、これに対する助成財団の取り組みについて、米国の事例を中心に見ていきたいと思えます。

## 2.フィランソロピーの新たなフロンティア

### (1) フィランソロピーの新たなフロンティアとは

「フィランソロピー」とは、「人類に対する愛」を意味するギリシア語起源の言葉です。欧米では、助成財団のグラント・メイキングや企業の社会貢献活動などを指す言葉として使われてきました。一般的には、「非営利目的の団体・個人及びその活動に対する、財・サービス・労働等の無償提供」と定義できます。

これに対し、「フロンティア」の枠組みでは、「フィランソロピー」が「社会的・環境的目的の達成に向けた民間資源の動員」\*1と再定義されます。ポイントは、伝統的な「フィランソロピー」の定義から「非営利」と「無償提供」という制約が外されている点です。このため、「社会的・環境的目的の達成」のためであれば、営利団体・事業を対象とした支援や、元本・利子・その他投資収益などの経済的リターンを求める資金提供も「フィランソロピー」に含まれることになります。

このように「フィランソロピー」を再定義することで、現在、新たに登場しつつあるソーシャル・セクターへの革新的な資金提供手法を「フロンティア」として総合的

に把握しようというのが、サラモン教授の提唱の核心です。

### (2) フィランソロピーの新たなフロンティア登場の背景

「フロンティア」という考え方は、「非営利」と「無償提供」という制約を外すため、一見すると、伝統的なフィランソロピーの考え方を否定しているように見えます。しかし、現実には、この考え方は、従来のフィランソロピーの発展の延長線に出てきたものです。

この連載の第2回「グラント・メイキング手法の多様な発展」でご紹介したように、米国では90年代以降、戦略的グラント・メイキングをベースに多様な支援手法が発展してきました。この過程で常に議論されていたのが、「助成財団は、限られた資源を有効に活用して、いかに最大限のインパクトを達成するか」という問題関心でした。しかし、助成財団が、非営利団体のみを対象とし、無償のグラントを通じた支援のみにこだわっている限り、インパクトの達成には限界があります。なぜなら、非営利団体は、定義上、利益を分配することができないため、営利企業のように株式などを発行して大規模に資金を調達することができないからです。これでは事業をスケールアップし、その収入で経営を安定化させることはできません。これに限界を感じた非営利団体の中には、スケールアップのために営利的要素を持った社会的企業へと転換を図るものも現れます。これに伴い、助成財団も支援手法の見直しを迫られます。そして、助成財団が、このような社会的企業を支援し、更なるスケールアップを図っていくために開発してきたのが、「非営利」と「無償提供」の制約を外した「フロンティア」なのです。

### (3) フィランソロピーの新たなフロンティアの具体的な事例

では、具体的に「フロンティア」ではどのような取り

1 ジョンズ・ホプキンス大学市民社会研究所のウェブサイト (<http://ccss.jhu.edu/research-projects/new-frontiers-of-philanthropy/about-the-new-frontiers-of-philanthropy>) 参照

組みが始まっているのでしょうか。主要事例を概観しておきましょう。

### 社会的投資 (Social Investment)

社会的投資は「社会的目的の達成と投資家への経済的収益の還元の双方を目指した金融取引」\*<sup>2</sup>と定義されます。非営利団体に対する融資や社会的企業への投資など、通常の営利金融機関にとってはリスクが高すぎたり期待収益率が低すぎたりする団体や事業に対し、社会的目的からなされる投資です。社会的投資では、「社会的目的の達成」が重要となるため、社会的投資収益率 (SROI) など、これを客観的に評価する手法も開発されています。

社会的投資は多様な発展を見せており、2007年以降は、社会的目的だけに限定せず、環境や開発協力など多様な目的を包括した「インパクト投資 (Impact Investing)」という言葉も使用されるようになりました。世界経済フォーラムの最新の報告\*<sup>3</sup>によれば、インパクト投資のマーケット規模は控えめに見て約250億ドルと推定されています。今後の発展の可能性については様々な議論がありますが、2020年までには4,000億ドルから6,500億ドルの市場に成長するのではないかという推計も出されています。

### 社会的インパクト債 (Social Impact Bond)

英国で2007年に導入された新たな社会的投資メカニズムです。社会的インパクト債は「社会的サービス供給費用の支払いに政府以外の投資を導入する金融手法の一つ。成功すれば、社会的価値と公共セクターの経費節減の双方を実現することができる。投資家は、政府が節減した経費の一部から財務リターンを受け取ることができる。」\*<sup>4</sup>と定義されます。

英国では、当初、再犯防止、薬物中毒者の更正、青少年の非行防止などの予防的分野に社会的インパクト債が導入されました。具体的には、まず、政府が、

資金仲介団体を通じて社会的インパクト債を発行して民間金融機関や財団から資金を調達し、この資金を非営利団体に提供します。非営利団体は、この資金を使って再犯防止などの事業に取り組みます。一定期間後に、非営利団体の活動が成果を挙げ、これによって当該分野に対する政府支出が削減されれば、政府はその削減枠から投資家に財務リターンを支払うというのが基本的なメカニズムです。

社会的インパクト債は、2012年に成功報酬債 (Pay For Success Bond) として米国にも導入されました。米国では、予防的分野のみならず、保健医療やホームレス支援、成人教育や幼児教育分野などにも適用されています。

### 社会的証券取引 (Social Stock Exchange)

社会的証券取引とは、資金を供給する社会的投資家と、資金を必要とするソーシャル・セクターの担い手達それぞれの多様なポリシーや選好、ニーズなどを踏まえて、両者の間の金融取引を促すメカニズムを指します。

出発点となるアイデアは、社会的投資を求める社会的企業や非営利団体などを対象に投資適格性審査 (Due Diligence) を行い、この情報を投資家に提供して投資を仲介しようというものです。理想的には、さらに進んで公設の「社会的証券取引所」が設置され、そこに社会的企業や非営利団体が「上場」し、社会的企業であれば「社債」や「株式」、非営利団体であれば「NPO債」を発行して、一般投資家から資金を調達するという制度が確立されるのが望ましいでしょう。こうしたシステムが制度化されれば、社会的企業や非営利団体は、従来の寄附・助成金に比べてはるかに大規模な資金にアクセスできるようになります。

社会的証券取引の先駆的な試みとしては、2003年、ブラジルで導入された「社会的・環境的投資取引 (BVSA)」があります。また、シンガポールの「アジア・インパクト投資取引 (IIX: The Impact Investment Exchange of Asia)」は、2013年にモーリシャス証券取引所の協力を得てインパクト・エクスチェンジという資金調達メカニズムを立ち上げ、本格的な社会的証券取引所の設立を目指しています。英国でも、2013年に社会的証券取引のためのオンライン・プラットフォームが設立されています。

2 Social Investment Task Force (2000) *Enterprising Communities: Wealth Beyond Welfare*. UK Social Investment Forum

3 Michael Drexler & Abigail Noble (2013) *From the Margins to the Mainstream: Assessment of the Impact Investment Sector and Opportunities to Engage Mainstream Investors*. World Economic Forum

4 Emily Bolton & Louise Savell (2010) *Towards a new social economy: Blended value creation through Social Impact Bonds*. Social Finance

### 3. フィランソロピーの新たなフロンティアにおける助成財団の取り組み

では、このように多様な発展を遂げつつある「フロンティア」において、助成財団はどのような役割を担っているのでしょうか。大きく「投資家」と「基盤整備支援者」の2つの役割があると思われます。以下、具体的に見てみましょう。

#### (1) 投資家としての財団

財団は、「投資家」として、基本財産の投資先を戦略的に選択し、この投資を支援に活用することで、「フロンティア」に参加することができます。投資には、以下のように様々な手法が考えられます。

#### プログラム関連投資とミッション関連投資

米国では、基本財産の運用の一部を非営利団体支援に利用するという手法が以前から存在しました。1968年にフォード財団の働きかけで米国内国歳入庁が導入した「プログラム関連投資」という制度です。この制度では、財団が自身のミッションに関連した領域で市場レートより低いレートの投融資を行う場合、内国歳入庁から「プログラム関連投資」の認定を受けることができます。認定を受ければ、財団は、この投資を基本財産の運用ではなく財団の活動に伴う支出に計上することができます。米国の財団は総資産の5%以上を毎年支出することが義務づけられています。「プログラム関連投資」は、財団が基本財産の運用を使って非営利団体の支援を行うことができ、しかもこれを支出として計上できるという点でメリットのある制度です。

また、近年は、内国歳入庁の認定にこだわらない「ミッション関連投資」も広がっています。ミッション関連投資は、内国歳入庁の認定を受けないため投資を支出に計上することができませんが、市場レートよりも低いレートに設定する必要がないというメリットがあります。このため、社会的企業やマイクロファイナンス団体、環境ビジネスなど、自身のミッションの実現と市場レート並みの投資リターンの双方を追求したい財団は、ミッション関連投資を選択しています。

#### ハイブリッド型支援団体

さらに近年では、グラントと投資をより戦略的に組み合わせて社会的企業等を支援しようという団体も現れて

きています。

例えば、スコール財団は、スコール社会的企業家賞をグラントとして授与することで社会変革を担う社会的企業家を発掘・育成しています。その上で、受賞団体がスケールアップ段階に入り、成長資金が必要となった際には、プログラム関連投資を通じて支援すると言う支援方針をとっています。これにより、社会的企業家は、発展段階に応じた支援を受けることが可能になります。

また、オミディア・ネットワークは、有限責任会社(LLC: Limited Liability Company)の法人格を持つ投資会社と、非営利法人格を持つ財団からなるハイブリッド団体です。オミディア・ネットワークは、支援対象が非営利団体の場合には財団を通じたグラントを、支援対象が営利の社会的企業やソーシャルビジネス団体であれば投資を、それぞれ使って、より戦略的な支援を行っています。

#### 共同ファンディングと社会的インパクト債への参加

以上は、基本的に財団が単独で行う投資です。しかし、財団の中には、自身の投資をレバレッジとして使い、さらに多くの民間金融機関の投資を呼び込もうという戦略を取るものもあります。

例えば、リビング・シティズは、フォードやロックフェラーなどの主要財団が共同ファンディングの一環として設立した中間支援団体で、米国のコミュニティ開発を支援しています。リビング・シティズには、バンク・オブ・アメリカやモルガン・スタンレーなどの金融機関も参加しています。支援にあたり、財団は、グラントを使ってプロジェクト事務局を担う非営利団体の運営管理経費を支援したり、プログラム関連投資を使って低利でプロジェクトのシードマネーを提供したりします。この財団の資金がリスクをコントロールすることで、金融機関による商業ベースの投資が可能となります。リビング・シティズは、財団の出資金を基礎に「触媒基金(Catalyst Fund)」を設立し、これまでに2,465万ドルの貸出を行ってきましたが、これによる民間金融機関の投融資額は3億7,295万ドルとなっています。このレバレッジ率は約16倍です\*5。

同様の発想は、社会的インパクト債でも見られます。2014年1月にマサチューセッツ州が立ち上げた青少年犯

5 Living Cities (2012) *Catalyst Fund Annual Report July 2011-June 2012*. Living Cities



罪防止のための成功報酬債は、米国で最大規模の1,800万ドルを調達しました。このイニシアチブでは、ゴールドマン・サックスが900万ドルを提供していますが、これはボストン財団などが600万ドルのグラントを提供してリスクをコントロールすることで初めて可能になりました。残り300万ドルは財団などのプログラム関連投資です。

## (2) 基盤整備支援者としての財団

財団は「フロンティア」の基盤整備支援という重要な役割も担っています。

例えば、ロックフェラー財団は、2007年に「インパクト投資のパワーを活用する」という新たなイニシアチブを立ち上げて、インパクト投資市場構築のためのインフラストラクチャー整備や中間支援団体の設立・育成、インパクト投資に関する調査研究の促進と政策提言作りの支援など、多岐にわたる活動を行ってきました。現在、インパクト投資において中心的な役割を担っている「グローバル・インパクト投資ネットワーク (GIIN)」という中間支援団体や、インパクト投資の発展に不可欠な「インパクト報告・投資スタンダード (IRIS)」・「グローバル・インパクト投資レーティング・システム (GIIRS)」などの評価・レーティング基準は、ロックフェラー財団の支援に多くを負っています。また、ロックフェラー財団の支援を受け、ハーバード大学インパクト投資政策コラボラティブ (IIPC) などの研究機関が策定した数々の政策提言は、各国政府がインパクト投資を促進する政策を検討する上で大きな役割を果たしました。

このような基盤整備支援は、グラントによる戦略的支援と言う点で、まさに財団に固有の特徴と強みを活かした取り組みだと言えるでしょう。

## 4. 終わりに

実は、日本でも「フロンティア」は、確実に発展しつつあります。民主党政権で出された「新しい公共宣言」では、新たな公共の担い手として社会的企業やコミュニティ・ビジネスが脚光を浴びました。自民政権で設立された「共助社会づくり懇談会」においても、引き続き、社会的企業やコミュニティ・ビジネスの育成と資金提供のシステム作りが議論されています。

これに呼応する形で、日本でも、社会的投資を担う団体が登場しています。例えば、ARUNは、日本の個人・企業からの出資金に基づいて途上国の社会起業家に対して投資を行う新しい形の支援団体です。また、ミュージック・セキュリティーズは、被災地支援、環境、コミュニティ開発、マイクロファイナンスなどの多様な分野における投資ファンドを立ち上げて資金提供を行っています。

助成財団でも新しい試みが始まっています。日本財団は、日本ベンチャーフィランソロピー基金 (JVPF) を立ち上げ、非営利組織や社会的企業に対する資金提供と経営支援を開始しました。信頼資本財団は、社会的企業に対して無利子の融資を通じた支援を行っています。さらに、三菱商事復興支援財団は、東日本大震災復興支援の一環として、被災地のNPOや企業に対する出資や貸し付けなどの支援を開始しています。

このように、「フロンティア」は、確実に日本でも始まりつつあります。今後、さらにこの動きを加速させ、社会的な課題の解決のために必要な資金調達メカニズムを発展させていくことが重要です。そのためには、日本の助成財団セクターも、自分たちに何ができるのかについて認識を深め、「共助社会づくり懇談会」などの様々な場で進められている新たな制度作りをめぐる議論に積極的に参加していく必要があると思われます。

### 小林 立明

公益財団法人日本財団 国際協力グループ 国際ネットワークチームリーダー

前ジョンズ・ホプキンス大学市民社会研究所国際フィランソロピー・フェロー

1964年生まれ。東京大学教養学科相関社会科学専攻卒業。ペンシルヴァニア大学 NPO/NGO 指導者育成課程修士。

独立行政法人国際交流基金において、アジア太平洋の知的交流・市民交流や事業の企画評価等に従事。在韓国日本大使館、ニューヨーク日本文化センター勤務等を経て、国際交流基金を退職。

2012年9月よりジョンズ・ホプキンス大学で「フィランソロピーの新たなフロンティア領域における助成財団の役割」をテーマに調査・研究を行ってきた。2013年12月帰国。2014年4月より現職。